

議案第 1 2 3 号

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の改正について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 2 4 年
前橋市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 8 号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号アを次のよ
うに改める。

ア 耐火建築物 (建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 2 条第 9 号の 2
に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建
築物 (同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当する
ものを除く。) (保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築
物) であること。

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第 2 条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例 (平成 2 6 年前橋市条例第 3 5 号) の一部を次のように改正す
る。

第 6 条第 3 項ただし書中「準用する同条例第 3 4 条第 8 号イからクまで」を「読
み替えて準用する同条例第 3 4 条第 8 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項の表第 3 4 条第 8 号アの項を次のように改める。

第 3 4 条第 8 号ア	耐火建築物 (建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1	建築基準法 (昭和 2 5 年法 律第 2 0 1 号) 第 2 条第 9
---------------	------------------------------------	--

	<p>号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)</p>	<p>号の2に規定する耐火建築物</p>
--	--	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。